

月刊

616

2013年3月号  
53巻/3号

# 登記情報

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート



司法書士と財産管理業務の新たな展開を目指して

篠原敬郎

## 特集 司法書士と財産管理業務の展望

- ① 司法書士が担う財産管理業務の法的根拠 佐藤純通
- ② 司法書士と財産管理業務の展望  
～民事信託の扱い手として司法書士に期待される役割について 大垣尚司
- ③ 任意相続財産管理業務及び遺言執行の実務 猪狩佳亮／石橋孝之
- ④ 相続の限定承認後の清算手続き代理業務  
～司法書士が担う相続財産管理人の代理業務について 佐藤純通
- ⑤ 担保不動産の任意売却の実務  
～金融機関からみた司法書士の関与への期待と役割 黒木正人
- ⑥ 担保不動産の任意売却の実務  
～司法書士のかかわり方と今後の展望について 大野静香
- ⑦ 司法書士と中小企業支援  
～財産管理業務の展望と課題 鈴木龍介／小野絵里  
(ダイジェスト版)商業登記法コンメンタール(3) 小野絵里

司法書士入門～いまさら聞けない登記実務～

第3回 株式会社の役員変更(1) 初瀬智彦／小口文隆／浦田 融

### 登記実務からの考察

【商業・法人登記】外国会社の登記における登記すべき事項について 草薙智和  
誌上講義 涉外協会員による渉外登記実務入門講座

[第5回]台湾涉外相続登記 有野久雄

司法書士のための会社計算規則入門(第6回・完) 鈴木一也

〈第7回〉実践コンプライアンス入門講座

紛争型の経営体制交代時の登記 高谷裕介

【逐条解説】不動産登記事務取扱手続準則(19) 岡本典子／済田秀治

供託ねっと—実務から学ぶ供託—(第29回)

金銭を供託すべき場合において、小切手を代用することの可否について 山代和徳

すぐに使える 債権回収業務基礎講座

[第4回]民事調停・少額訴訟について 北詰健太郎

坂道をゆく [第3回] 小栗坂 小林昭彦

最近の土地境界確定判決を散策する(第17回) 山口智啓

成年後見人ノート

私の後見体験記 篠田貴子

士業のためのFP入門(第12回・完)

～日本版ISAって何?～ 菱田雅生

■商業登記掲示板



一般社団法人  
金融財政事情研究会

# [ダイジェスト版] 商業登記法コンメンタール(3)

プラス事務所司法書士法人 小野絵里

## 第3章 登記手続

### 第1節 通則

#### 第24条（申請の却下）

登記官は、次の各号のいずれかに掲げる事由がある場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

- 一 申請に係る当事者の営業所の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき。
- 二 申請が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき。
- 三 申請に係る登記がその登記所において既に登記されているとき。
- 四 申請の権限を有しない者の申請によるとき。
- 五 第二十一条第三項に規定する場合において、当該申請に係る登記をすることにより同項の登記の申請書のうち他の申請書に係る登記をすることができなくなるとき。
- 六 申請書がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。
- 七 第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代

理人の権限を証する書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。

- 八 申請書に必要な書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）を添付しないとき。
- 九 申請書又はその添付書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）の記載又は記録が申請書の添付書面又は登記簿の記載又は記録と合致しないとき。
- 十 登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。
- 十一 申請につき経由すべき登記所を経由しないとき。
- 十二 同時にすべき他の登記の申請を同時にしないとき。
- 十三 申請が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記を目的とするとき。
- 十四 申請が法令の規定により使用を禁止された商号の登記を目的とするとき。
- 十五 商号の登記を抹消されている会社が商号の登記をしないで他の登記を申請したとき。
- 十六 登録免許税を納付しないとき。

## [本条の概要]

本条は、登記申請の却下の事由とその手続について規定したものである。

登記申請に却下事由がある場合、登記官が定めた相当の期間内に補正されたときを除き、理由を付した決定により登記申請を却下しなければならない。

却下事由については、1号から9号は手続上の事由、10号は実体上の事由、11号から16号は特別の事由に大別される。

## [解説]

### 1 却下

#### (1) 意義

登記官が登記申請を受け取ったときは、遅滞なく申請に関するすべての事項を調査しなければならない（商業登記規則（以下、「規」という。）38条）。調査の結果、却下事由があるときは、理由を付した決定により当該申請を却下し、却下事由がないときは、当該申請を受理しなければならない。本条に規定された却下事由は限定例挙である。

#### (2) 方法

登記官が登記申請を却下するときは、決定書を2通作成し、1通を申請人又は代理人（以下、「申請人等」という。）に交付又は送付し、1通を登記所で保管する（商業登記等事務取扱手続準則（以下、「準」という。）53条1項～3項）。

登記所で保管する決定書については、原本の欄外に決定告知の年月日及びその方法を記載して押印し、日記番号の順序に従って、決定原本つづり込み帳につづり込む（準53条4項）。受付帳には「却下」と記録し、申請書（オンライン申請の場合には申請情報の内容を記載した書面）に却下した旨を記載した上で、申請書類つづり込み帳につづり込まなければならない（準53条6項）。

登記官は、却下事由が簡単で明瞭なものであるときを除き、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に対し、決定書の謄本を添え

て、登記申請を却下した旨を報告しなければならない（準53条5項）。

申請人等に送付した決定書が所在不明等を理由として登記所に返送された場合であっても、再送する等の特段の措置は要せず、返送された決定書を当該登記の申請書と共に申請書類つづり込み帳につづり込まなければならない（準53条7項）。

### 2 補正

#### (1) 意義

登記申請に却下事由がある場合は、これを却下する必要があるが、申請の不備が軽微で、その不備を補正することにより受理可能なものであり、登記官が定めた相当な期間内にその不備が補正されたときは、当該申請は受理される（本条ただし書）。

補正是、申請の同一性を害しない範囲でのみ認められるため、申請事項を追加したり、変更することはできない。

#### (2) 方法

登記官が、申請人等に対し、補正の機会を与える旨を通知するときは、i) 補正を要する事項、ii) 補正期限の年月日、iii) 補正期限内に補正がされなければ申請を却下する旨、iv) 補正の方法、v) 管轄登記所の電話番号を告知する（準50条1項）。書面申請については、電話その他の適宜の方法により、オンライン申請については、補正コメントを法務省オンラインシステムに掲示する方法により告知される（準50条1項）。

補正期間内に補正されず、かつ申請が取り下げられなかったときは、補正期間経過後に当該申請は却下される（準50条3項）。

### 3 取下げ

#### (1) 意義

申請人は、登記の完了又は却下の決定がなされるまで、いつでも登記申請を取り下げることができる（準54条2項参照）。登記官は、登記申請を却下しなければならない場合であっても、なるべく事前にその旨を申請人等に通知

し、取下げの機会を与えることとされている（準40条4項参照）。

#### (2) 方法

登記申請の取下げは、書面申請の場合には、書面によってしなければならならず、オンライン申請の場合には、電子情報処理組織を使用して取下げに関する情報を提出する方法によってしなければならない（準54条1項）。取下書には取下げの理由を記載しなければならない（注1）。

登記の申請代理人が取り下げる場合であっても、取下げに関する権限を証する委任状を添付しなければならないが、申請の不備を補正するためのものであるときは、申請に関する代理権の範囲内であるため、その添付を要しない（注2）。

登記申請が取り下されたときは、受付帳に「取下げ」と記録し、取下書に申請の受付年月日及び受付番号を記載した上で、申請書類つづり込み帳につづり込まなければならない（準54条3項・4項）。この場合には、申請書に記載された受付年月日及び押印を朱抹し、偽造その他不正の疑いのある書類を除き、申請書類及びその添付書面を還付しなければならない（準54条5項）。

同一の申請書によって数個の登記を申請したときは、その一部を取り下げができる。この場合には、受付帳に「一部取下げ」と記録し、申請書（オンライン申請の場合には申請情報の内容を記載した書面）には取下げに関する申請についての登記すべき事項の記載の左に印版を押印しなければならない（準54条8項・別記31号）。

### 4 却下の事由

#### (1) 管轄違い（1号）

商業登記は当事者の営業所の所在地を管轄する登記所が取り扱うものであるため（商業登記法（以下、「法」という。）1条の3）、管轄登記所以外になされた登記申請は却下される。

#### (2) 非登記事項（2号）

登記すべき事項は、法令に規定されたものに限られるため、登記すべき事項以外のものを目

的とする登記申請は却下される。登記すべき事項とは、抽象的な登記事項を意味し、具体的な登記事項を指すものではなく、具体的な登記事項に無効原因があるときは、本号ではなく10号の却下事由に該当する。

具体的には、新株予約権付社債以外の社債の登記は、登記すべき事項ではないため、本号の却下事由に該当する。

#### (3) 二重登記（3号）

既に登記されているものと同一の登記申請は却下される。

具体的には、ある会社で取締役として登記されている者について、同一の会社における同一日付での取締役就任の登記申請は本号の却下事由に該当する。

#### (4) 無権限者による申請（4号）

登記申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁の嘱託によりなされるべきものであるため（法14条）、申請権限を有しない者による登記申請は却下される。官庁の嘱託によるべき登記を当事者が申請した場合又は当事者の申請によるべき登記を官庁が嘱託した場合も本号の却下事由に該当する。

#### (5) 同時到達又は先後不明申請（5号）

登記官による登記申請の受領が同時又は先後不明である2つ以上の登記申請について、一方の登記を受理することにより、他方の登記申請が却下事由に該当するときは、いずれか一方の登記を受理することは不公平であることから、双方の登記申請が却下される。

具体的には、同一所在場所における同一商号の会社設立の登記について、その申請を同時に受け付けた場合には、双方の登記申請が本号の却下事由に該当する。

#### (6) 申請方式の不適合（6号）

登記申請は、商業登記法、商業登記規則及び他の法令に規定された方式に従ってしなければならないため、これら的方式に適合しない登記申請は却下される。

具体的には、口頭による登記申請（法17条）、縦書きの申請書（規35条1項）、申請書が2枚以上の場合に契印をしていないとき（規35条3項）、字画が明瞭でない場合（規48条1項）、加除訂正の方式が定められた方式と異なる場合（規48条3項）は、本号の却下事由に該当する。また、オンライン申請において、申請書情報に作成者として表示された申請人等と電子署名をした者とが異なる場合も本号の却下事由に該当する（注3）。

#### （7）印鑑の不提出又は印鑑の相違（7号）

申請権限のある者からの申請であることを担保するため、登記申請書又は委任状に押印する者は、あらかじめ登記所に印鑑を提出しなければならない（法20条）。i) 印鑑を提出しない場合、ii) 提出した印鑑と申請書又は委任状に押印した印鑑が異なる場合、iii) 商号譲渡又は営業譲渡に関する譲受人の免責の登記申請に添付された譲渡人の承諾書に押印された印鑑と譲渡人が登記所に提出した印鑑とが異なる場合、本号の却下事由に該当する。

#### （8）必要な書面の不添付（8号）

登記申請の権限及び内容の真実性を担保するため、登記申請には、商業登記法及び商業登記規則その他の法令により規定された書面を添付しなければならないことから、これらの書面を添付しない登記申請は却下される。

オンライン申請において、i) 添付書面情報の作成者と電子署名をした者が異なる場合、ii) 添付書面情報が改ざんされていることが検知された場合も本号の却下事由に該当する（注4）。

#### （9）申請書等の記載の抵触（9号）

i) 申請書と添付書面の記載又は記録が合致しない場合、ii) 申請書と登記簿の記載又は記録が合致しない場合、iii) 同一の登記申請に添付された添付書面の記載又は記録が合致しない場合、iv) 添付書面と登記簿の記載又は記録が合致しない場合には、当該申請は却下される。

具体的には、申請書に記載された申請人である会社の代表者の住所が登記簿の記載と異なる場合や、登記申請に添付した株主総会議事録に記載された発行済株式総数が登記簿の記載と異なる場合（注5）は、本号の却下事由に該当する。

#### （10）無効又は取消の原因（10号）

登記すべき事項について無効又は取消しの原因がある場合及び登記事項が不存在の場合には、登記申請は却下される。

具体的には、発行可能株式総数を超える募集株式の発行登記及び権利義務役員の退任登記（注6）は、本号の却下事由に該当する。ただし、訴えをもってのみ無効又は取消しの主張をすることができる場合で、その訴えが提訴期間内に提訴されなかったときには、本号の却下事由に該当しない（法25条参照）。

#### （11）経由すべき登記所の不経由（11号）

管轄登記所以外の登記所を経由して申請しなければならない登記について、直接管轄登記所に申請した場合には、当該申請は却下される。

具体的には、他の登記所の管轄区域内へ本店を移転する場合には、新所在地における登記を、旧所在地の管轄登記所を経由して申請しなければならないため（法51条1項）、直接新所在地の管轄登記所に申請した場合には、本号の却下事由に該当する。

#### （12）同時申請の違反（12号）

同時申請が義務付けられた登記を同時に申請しない場合には、当該申請は却下される。

具体的には、吸収合併において存続会社の変更登記と吸収合併消滅会社の解散登記は同時に申請しなければならないため（法82条3項）、同時に申請しない場合には、本号の却下事由に該当する。

i) 監査役設置会社となる登記申請の際に、監査役の就任登記を同時に申請しない場合、ii) 取締役会設置会社の定めの設定の登記申請の際に取締役を3名以上とする登記を同時に申請しない場合、いずれも当該申請は却下される

ものの、本号ではなく、6号又は9号の却下事由に該当するものと解される。\*

一方、取締役会設置会社の定めを廃止する登記申請の際に、譲渡承認機関を取締役会とする、いわゆる株式譲渡制限規定を変更していない場合には、取締役会廃止の効力自体は生じており、株式の譲渡制限規定は機関設計と密接な関係の登記事項ではないことから、却下事由に該当しないものとして取り扱われている。

(13) 同一所在場所における同一商号の登記  
(13号)

同一所在場所における同一商号の登記の禁止(法27条)に反した登記申請がされた場合には、当該申請は却下される。

(14) 使用禁止商号の登記 (14号)

各種の法令により禁止された商号を使用した登記申請は却下される。

具体的には、銀行でない者が銀行の文字を使用した商号の登記申請は、本号の却下事由に該当する(銀行法6条2項)。

(15) 商号抹消会社における商号以外の登記  
(15号)

利害関係人の申請により商号が抹消された会社が(法33条1項)、あらたに商号の登記をする前に他の登記を先に申請した場合には、当該申請は却下される。

(16) 登録免許税の不納付 (16号)

登記を受ける者は登録免許税を納める義務があるため(登録免許税法3条)、登録免許税を納付しない場合又は納めた登録免許税の額が不足する場合には、当該申請は却下される。

(17) その他の却下事由

本条に定める却下事由のほか、本支店一括申請における登記手数料の不納付(法50条1項)、管轄外の本店移転、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の登記において、それぞれ同時申請した登記のいずれか一方に却下事由がある場合には、双方の登記申請が却下される(法52条1項・78条3項・83条1項・88条

1項・92条1項及びこれらの準用規定)。

5 却下事由に該当する登記が誤って受理された場合

却下事由に該当する登記が誤って受理された場合において、i) 1号から3号又は5号の却下事由に該当するとき、ii) 登記された事項につき無効の原因のあるとき(ただし、訴えをもってのみその無効を主張することができる場合を除く。)は、抹消登記の対象となる(法133条・134条)。その他の却下事由に該当する登記は抹消登記の対象とならないため、誤って受理された場合には、その登記を抹消することはできない。

【関連法令等】

[商業登記法] 50・52・78・83・88・92・134(抹消の申請)・135(職権抹消)

[商業登記規則] 38(申請書の調査)

[商業登記等事務取扱手続準則] 50(補正期限の連絡等)・53(申請の却下)・54(申請の取下げ)

【参考文献】

松井信憲『商業登記ハンドブック〔第2版〕』374頁～375頁(商事法務、2009年)

覧康生＝神崎満治郎＝立花宣男『全訂 詳解商業登記(上巻)』226頁～230頁、234頁～266頁(金融財政事情研究会、2012年2刷)

神崎満治郎＝金子登志雄＝鈴木龍介『商業・法人登記300問』79頁～84頁(テイハン、2010年)

梶原周逸「74 本店移転登記及び商号変更登記の申請が同一の申請書でされた場合の処理」商業登記先例判例百選 150頁(有斐閣、1993年)

(注1) 昭29・12・25民甲2637号通達

(注2) 前掲2637号通達

(注3) 平24・3・30民商886号通達

(注4) 前掲886号通達

(注5) 昭41・3・22民甲982号回答

(注6) 最三小判昭43・12・24民集22巻13号3334頁

(おの えり)